



島根県報

平成26年12月19日（金）

号外 第 165 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第701号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	186号	浜田市金城町上来原95番1地先から同118番5地先まで	前	メートル 8.90～ 16.20	メートル 222.00	浜田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	13.40～ 20.90	222.00	
〃	485号	隠岐郡隠岐の島町上西日添8番6地先から同6番7地先まで	前	13.00～ 55.40	64.50	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	35.70～ 60.40	64.50	
県 道	出雲大東線	雲南市加茂町加茂中952番1地先から同1351番7地先まで	前	6.90～ 7.11	156.02	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.90～ 12.61	156.02	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町須川14番1地先から同2006番3地先まで	前	9.28～ 36.02	330.80	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.27～ 231.90	330.80	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2035番31地先から同地先まで	前	5.00～ 7.30	178.40	道路改良工事 拡幅
			後	6.60～ 66.50	178.40	

島根県告示第702号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町上西日添8番6地先から同6番7地先まで	メートル 64.50	平成26年 12月19日	隠岐支庁県土整備局	
県道	出雲大東線	雲南市加茂町加茂中952番1地先から同1351番7地先まで	156.02	平成26年 12月19日	雲南県土整備事務所	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2035番31地先から同地先まで	178.40	平成26年 12月19日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	